

小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成18年10月26日(木)午後5時30分～午後5時41分
場所 小田原市役所 第4委員会室

2 出席した教育委員の氏名

- 1番委員 山田浩子
2番委員 青木秀夫 (教育長)
3番委員 桑原妙子
4番委員 安藤實英 (教育委員長)
5番委員 横田俊一郎 (教育委員長職務代理者)

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- | | |
|-------------------|------|
| 学校教育部長 | 鈴木紀雄 |
| 生涯学習部長 | 鈴木敏 |
| 生涯学習部次長 | 清水清 |
| 教育政策課長 | 曾我勉 |
| 学校教育課長 | 椎野美乃 |
| 学校保健課長 | 椎野繁雄 |
| 学校教育課長補佐 | 佐宗修二 |
| 学校教育課長補佐
(事務局) | 剣持清和 |
| 教育政策課教育政策担当主査 | 杉山博之 |
| 教育政策課主査 | 前島正 |

4 議事日程

- 日程第1 議案第15号 小田原市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則(教育政策課)
日程第2 議案第16号 学区の弾力化について(教育政策課)

5 議事の概要

(1) 委員長開会宣言

(2) 会議録署名委員の決定...山田委員、青木委員に決定

(3) 議案第 1 5 号 小田原市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (教育政策課)

提案理由説明...教育長、教育政策課長

青木教育長...それでは、議案第 1 5 号「小田原市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を御説明申し上げます。

公立学校等の公務災害補償の基準を定める政令等が改正されたことに伴い、小田原市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則につきまして、所要の整備を行ったものでございます。細部につきましては、所管課長から御説明申し上げます。

教育政策課長...それでは、私から議案第 1 5 号「小田原市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、御説明申し上げます。

ただいま教育長から説明がございましたとおり、今回の規則改正は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する基準の一部改正をする文部化学省の政令等が施行されたことに伴い、小田原市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則につきまして、条項の追加による条立ての変更や傷病及び障害補償年金を受けている者が、障害の程度が変更された場合に行う届出等について、所要の整備を行ったものでございます。

以上を持ちまして説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決...全員賛成により原案のとおり可決

(4) 日程第 2 議案第 1 6 号 学区の弾力化について (教育政策課)

提案理由説明...教育長、学校教育課長

青木教育長...それでは、議案第 1 6 号「学区の弾力化について」を御説明申し上げます。

学区の弾力化につきましては、9月28日開催の教育委員会協議会におきまして、ご協議いただいたところですが、そこでのご意見等も踏まえまして、その取り扱いを変更するものでございます。

細部につきましては、所管課長から御説明申し上げます。

学校教育課長...それでは、私から議案第 1 6 号「学区の弾力化について」を御説明申し上げます。

小田原市教育委員会では地域に根ざした、地域と連携した学校作りを基本として、同時に保護者や児童・生徒の要望に出来る範囲内で対応していくという考え方から学区の弾力化を行ってまいりました。お手元の資料：改正案を御覧ください。表の上から7件については、既に行ってきています弾力化の内容でございます。下の太枠で囲まれた2件、「部活動」と「自宅から近い学校への通学」が今回ご審議いただく内容でございます。

本日決定されましたら、来年度、平成19年4月1日からの実施となります。それでは、弾力化の内容、今回の指定変更許可基準の改正点についてご説明いたします。

一点目の部活動でございますが、希望する部活動が指定された中学校にない場合に、小学校時に1年以上の活動実績がある時に希望する部活動がある自宅にもっとも近い中学校に指定校を変更できるとするものです。対象は新たに中学校に入学する者で、許可期間は中学校を卒業するまででございます。

二点目の自宅から近い学校への通学でございますが、指定された小学校までの通学距離が2キロ以上の場合、指定された小学校よりも近い小学校へ指定校を変更できるとするものです。対象は新たに小学校に入学する者及び年度途中で転入・転居してきた者で、許可期間は小学校を卒業するまででございます。

以上を持ちまして説明を終わらせていただきます。

安藤委員長..この件については、前回の協議会において協議をしたところですが、選択肢が増えたことは、子ども達にとって良いことだと思いますし、今後もっと増えていければ良いと思います。

(その他質疑・意見等なし)

採決...全員賛成により原案のとおり可決

(5) 委員長閉会宣言

平成18年11月21日

委 員 長

署名委員（山田委員）

署名委員（青木委員）